	子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業又は乳児等通園支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設、児童家庭支援センター又は里親支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業
2	ニ～カ　（略）
	（略）

	子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業又は親子関係形成支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設、児童家庭支援センター又は里親支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業
2	ニ～カ　（略）
	（略）

○農林水産省告示第四百二十二号

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第二十四条第一項の規定に基づき、大中型まき網漁業の漁獲物等の陸揚港を次のように指定する。

令和八年三月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

大中型まき網漁業につき漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十六条第一項の許可を受けた者の当該漁業に係る漁業の許可及び取締り等に関する省令第二十四条第一項の漁獲物等（漁業法第二十六条第二項に規定する特別管理特定水産資源に限る。）の陸揚港を次のように指定する。

道府県名	港名
北海道	厚岸港、釧路港、十勝港、函館港
青森県	八戸港
岩手県	大槌港、大船渡港、釜石港、久慈港、宮古港、山田港、八木港
宮城県	石巻港、女川港、気仙沼港、塩釜港
秋田県	秋田港
山形県	酒田港
福島県	小名浜港、中之作港
茨城県	大津港、久慈港、那珂湊港、波崎港
千葉県	飯岡港、大原港、片貝港、勝浦港、鴨川港、銚子港、天津港
新潟県	柏崎港、寺泊港、新潟港、能生港
石川県	宇出津港、金沢港、蛸島港、七尾港、輪島港
静岡県	沼津港、戸田港、焼津港
三重県	奈屋浦港
京都府	舞鶴港
鳥取県 島根県	境港
島根県	浜田港
山口県	下関港
愛媛県	宇和島港、深浦港、八幡浜港
福岡県	博多港
佐賀県	唐津港
熊本県	牛深港、天草港
長崎県	佐世保港、舘浦港、田平港、調川港、松浦港、平戸港、長崎港
大分県	鶴見港、松浦港
宮崎県	油津港、北浦港
鹿児島県	阿久根港、串木野港、枕崎港、山川港

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第四百二十三号

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第二十四条第一項の規定に基づき、かつお・まぐろ漁業の漁獲物等の陸揚港を次のように指定する。

令和八年三月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

かつお・まぐろ漁業につき漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十六条第一項の許可を受けた者の当該漁業に係る漁業の許可及び取締り等に関する省令第二十四条第一項の漁獲物等（漁業法第二十六条第二項に規定する特別管理特定水産資源に限る。）の陸揚港を次のように指定する。

都道府県名	港名
北海道	厚岸港、釧路港、十勝港、根室港
青森県	八戸港
岩手県	大船渡港
宮城県	石巻港、女川港、気仙沼港、塩釜港
千葉県	勝浦港、銚子港、松部港
東京都	神津島港、東京港
神奈川県	川崎港、三崎港、横須賀港、横浜港
静岡県	大井川港、御前崎港、清水港、下田港、焼津港
和歌山県	勝浦港、串本港
愛媛県	深浦港
高知県	甲浦港、高知港、佐賀港